

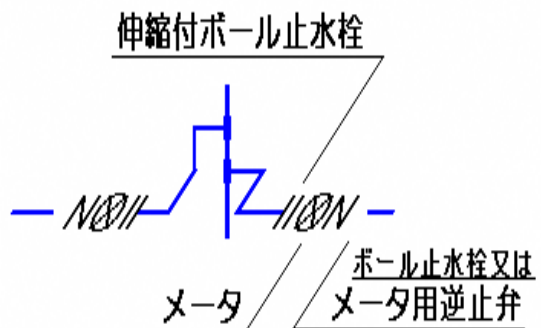
直結給水施行基準新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p><b>2. 1 3階直結直圧給水</b></p> <p>(2) 対象地域</p> <p>対象地域は、市内事業認可給水区域内で次の配水池から配水される区域又は対象地域図に示した区域において、現地測定した最低水圧に上下水道局が別に定める補正を加えた水圧が<u>2.0 kgf/cm<sup>2</sup> (0.196Mpa)</u> 以上確保されている地域とする。</p> <p>※なお、直結給水対象区域については、配水場系統によって低水圧区域(検討不可区域)があるため、別途お問い合わせください。</p>	<p><b>2. 1 3階直結直圧給水</b></p> <p>(2) 対象地域</p> <p>対象地域は、市内事業認可給水区域内で次の配水池から配水される区域又は対象地域図に示した区域において、現地測定した最低水圧に水道局が別に定める補正を加えた水圧が <u>2.5 kgf/cm<sup>2</sup> (0.245Mpa)</u> 以上確保されている地域とする。</p> <p><u>対象配水池：田口山配水場、津田低区配水場、新穂谷配水場</u> (加圧配水地区除く)</p>
<p><b>3. 既設建物の直結式への変更</b></p> <p>(1) 変更条件</p> <p>③ 原則として、建物内の給水管は、新設配管とすること。</p> <p><u>ただし、建物の構造上、又は技術的に配管替えができない場合は、指定工事業者にて既設配管が再利用可能か十分に調査を行ない、下記(2)にて報告すること。(ただし、引込口径より大きい既設配管の再利用は不可とする。)</u></p>	<p><b>3. 既設建物の直結式への変更</b></p> <p>(1) 変更条件</p> <p>③ 原則として、建物内の給水管の<u>立ち上り管</u>は、新設配管とすること。</p>

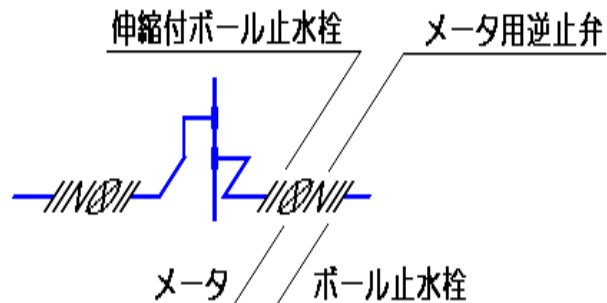
4.3 メータ設置位置

各階メータまわり（パイプシャフト内）標準図



4.3 メータ設置位置

各階メータまわり（パイプシャフト内）標準図

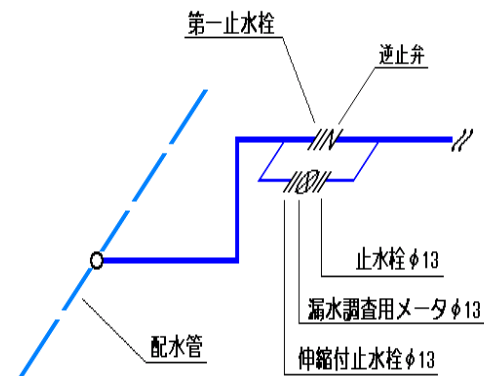


廃止

4.4 漏水調査用メータ設置

直結直圧式については、第一止水栓にバイパスを組んで漏水調査用メータを設置する。

漏水調査用メータの配管例（チーズ分岐／サドル分岐）



## 6. 2 設計水圧

### 水圧分布区域と設計水圧

当該計画地の設計水圧は、設計水圧調査申込書に基づき、上下水道局が現地にて水圧調査を行ない、最小動水圧に補正係数（局独自）を付加したもの（2.0kgf/cm<sup>2</sup>未満は対象外）とし、設計水圧通知書により上下水道局が別途指示する。

## 6. 2 設計水圧

### 水圧分布区域と設計水圧

設計に用いる水圧は次表のとおりとする。当該計画地の設計水圧は、設計水圧通知書により、水道局が別途指示する。

表6-2-1 設計に用いる水圧

水圧分布区域	設計水圧
2.5kgf/cm <sup>2</sup> (0.245MPa) 未満	対象外
2.5kgf/cm <sup>2</sup> (0.245MPa) 以上 3.0kgf/cm <sup>2</sup> (0.294MPa) 未満	2.0kgf/cm <sup>2</sup> (0.196MPa)
3.0kgf/cm <sup>2</sup> (0.294MPa) 以上	2.5kgf/cm <sup>2</sup> (0.245MPa)